令和5年度 食品衛生責任者実務講習会



相模原市保健所生活衛生課

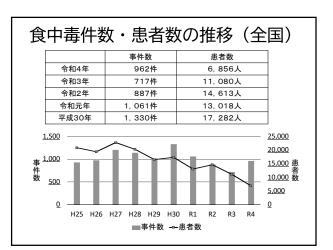


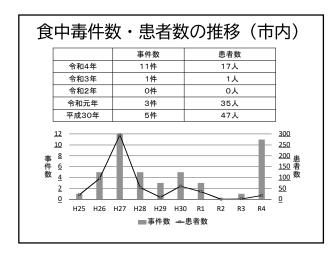
本日の流れ

- 1. 食中毒の発生状況
- HACCP (ハサップ) に 沿った衛生管理
- 3. 事例紹介
- 4. お知らせ

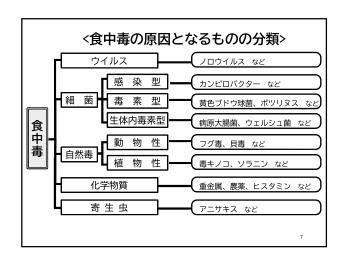
2

1. 食中毒の発生状況





	令和4年食中毒事件一覧(市内)							
No	発生 年月日	原因施設	摂食者	患者	原因食品	原因物質		
1	1月9日	飲食店営業	1	1	1月8日に調理提供された寿司 (いわし、アジ、ぶり、サーモン)	アニサキス		
2	2月23日	魚介類販売業	1	1	2月23日に販売された刺身 (いわし)	アニサキス		
3	5月26日	魚介類販売業	4	1	5月25日に加工し販売された刺身 (キンメダイ)	アニサキス		
4	6月16日	不明	1	1	不明	アニサキス		
5	6月18日	飲食店営業	7	3	6月15日に調理提供された食事	カンピロバクター・ ジェジュニ		
6	6月27日	家庭	2	1	家族が釣った魚(タチウオ)	アニサキス		
7	6月30日	不明	2	1	不明	アニサキス		
8	8月12日	飲食店営業	3	3	8月10日に調理提供された食事	カンピロバクター・ ジェジュニ		
9	8月14日	飲食店営業	6	3	8月12日に調理提供された食事	カンピロバクター・ ジェジュニ		
10	10月1日	不明	4	1	不明	アニサキス		
11	11月7日	不明	3	1	不明	アニサキス		
		合計	34	17				



食中毒(カンピロバクター)

特徴 第、豚、牛などの腸に生息 乾燥や熱に弱い

> 感染から発症まで2~3日程度 (ギランバレー症候群)

原 因 生又は加熱不足の鶏肉

新鮮な鶏肉=生食用ではありません! 二次汚染

(調理中の手洗い、器具の相互汚染)

<u>中心部まで</u>、75℃で1分間以上加熱器具の使い分け、洗浄・消毒

対策

食中毒事例その1

発生日 令和4年5月31日 業態 飲食店
原 因 5月28日(土)に調理された食事

患者数 4名 原因物質 カンピロバクター・ジェジュニ

・コース料理(サラダ、豚べい焼き、鶏ささみポン酢、野菜の鉄板焼き盛り、手羽元の塩焼き、お好み焼き、バニラアイス)
・生肉等の包丁とまな板の使い分けあり・冷蔵庫内の保管は相互汚染対策あり・手洗い器には物が置かれており、シンクで手洗い

食中毒事例その1 (東京都)

①鶏ささみポン酢の加熱不十分

・調理方法は、沸騰した湯にささみ肉を入れ、1分後に取り出し氷水でしめる

発生 ・原材料に「80℃1分以上加熱で食中毒菌は死滅」と表 原 記されていたが、「沸騰した湯で1分間加熱すればよい」 と認識していた

→誤った認識と、中心温度の確認をしていない

②手洗い器の未活用

→手洗いが不十分なため、食材を二次汚染した

10

腸管出血性大腸菌0-157

特徵

動物の腸に生息 熱に弱い

感染から発症まで3~8日程度 HUSや脳症により命にかかわる

原因

生又は加熱不足の牛肉等 (牛の生レバーは法律で禁止) 二次汚染

(調理中の手洗い、器具の相互汚染)

対策

中心部まで、75℃で1分間以上加熱野菜の流水洗浄、殺菌 二次汚染対策

食中毒事例その2

発生日	令和3年7	'月	業態	焼肉店		
原因食品	令和3年6月26~30日に調理、提供した食事					
患者数	計10名	原因物質	腸管	出血性大腸菌〇157		
概要	・共通食は 加熱不十 ・セントラ	-分が疑われ ・ルキッチン ・ルキッチン	されがる「P で食材 では作	た牛肉の「ユッケ」、 肉寿司」等 材を加工し各店に納品 業スペースが狭く、生肉		
	の細切の種	で加熱済み	度品を	を取り扱うなどしている		

食中毒事例その2 (滋賀県)

【セントラルキッチンについて】

①ユッケの加熱不十分

・低温調理の方法

真空パック後64℃又は70℃の湯をホースで

継続して流し、番重に漬ける

- →中心温度の測定や細菌検査未実施
- →75℃1分以上と同等の加熱条件か検証が不十分
- ②交差汚染、二次汚染
- ・施設の規模に見合った取扱量でなく、汚染作業と非汚 染作業を区別できていなかった

2. HACCP(ハサップ)に 沿った衛生管理



HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPに沿った衛生管理 取り組めていますか?

令和3年6月1日から、原則、全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が必要です









15

HACCPに沿った衛生管理の制度化

一般的な衛生管理

施設・設備の衛生管理、ねずみ・昆虫対策、従事者の健康管理等

HACCPに沿った衛生管理

コーデックスHACCP7原則に基づ き、食品等事業者自らが、使用する 原材料や製造方法等に応じ、計画を 作成し、管理を行う。

【対象事業者】

- ·大規模事業者
- ・と畜場 ・食鳥処理場

HACCPに基づく衛生管理 HACCPの考え方を取り入れ た衛生管理

各業界団体が作成する手引書を参 考に、簡略化されたアプローチによ る衛生管理を行う。

【対象事業者】

小規模な営業者等

HACCP(ハサップ)とは?

Hazard Analysis and Critical Control Point

危害要因分析

重要管理点

食中毒等の健康危害の発生を予防するシステムのこと

- 1. あらかじめ、健康危害を起こすものを予測する。
- 2.1を回避するための管理方法を決定する。
- 3. 管理方法がきちんと守られているか確認する。
- 4. 記録を残す。

衛生管理をマニュアル化すること

⇒ 衛生管理の「見える化」

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理で実施すること

- ①各種業界団体が作成している業種別 手引書を確認
- ②手引書の解説を読み、自身の業種では 何が健康に悪影響をもたらす原因となる のかを理解する

(健康被害をもたらす要因の分析)

③手引書のひな形を利用して、衛生管理 計画と必要に応じて手順書を作成

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理で実施すること

- ④衛生管理計画、手順書の内容を従業員に 周知
- ⑤手引書の記録様式を利用して、衛生管理 の実施状況を記録、手引書で推奨された 期間、記録を保存
- ⑥記録等を定期的に振り返り、必要に応じて 衛生管理計画や手順書の内容を見直し

19

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理で実施すること

- ①各種業界団体が作成している業種別 手引書を確認
- ②手引書の解説を読み、自身の業種では 何が健康に悪影響をもたらす原因となる のかを理解する (健康被害をもたらす要因の分析)
- ③手引書のひな形を利用して、衛生管理 計画と必要に応じて手順書を作成

20



HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理で実施すること

- ①各種業界団体が作成している業種別 手引書を確認
- ②手引書の解説を読み、自身の業種では 何が健康に悪影響をもたらす原因となる のかを理解する (健康被害をもたらす要因の分析)
- ③手引書のひな形を利用して、衛生管理 計画と必要に応じて手順書を作成

. .

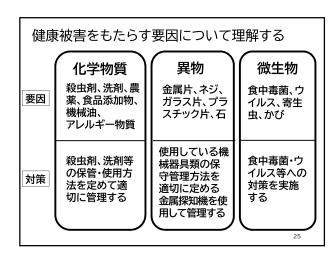
健康被害をもたらす要因について理解する

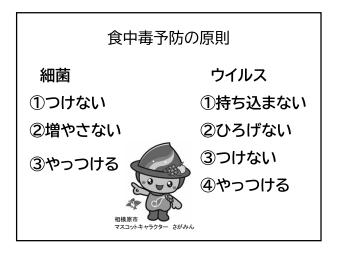
化学物質 殺虫剤 洗剤 農薬 食品添加物 機械油 アレルギー物質

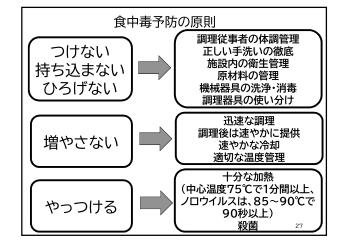
異物 金属片 ネジ ガラス片 プラスチック 片 石



どのような	時に	健康被害をもたらす要因
原材料の 受入れ	腐敗している、包装が破れている、 消費期限が過ぎている、保存方法 が守られていない、	有害微生物の増殖 異物混入 ヒスタミンの生成
保管	保管時の温度管理が不十分	有害微生物の増殖 ヒスタミンの生成
調理	不適切な保管 調理時の交差汚染、二次汚染 加熱温度の不備	有害微生物の増殖 異物混入 ヒスタミンの生成 アニサキスの移動
設備等	器具等の洗浄、殺菌不足 不衛生な施設・設備 整理整頓、清掃が不十分	有害な微生物の汚染が広がる 異物混入
トイレ	トイレの洗浄、消毒不足	有害な微生物に汚染される (特に、ノロウイルス)
従業員	体調不良で従事する 身だしなみの確認不足	有害な微生物に汚染される 異物混入の発生
手洗い	手洗い不良	有害な微生物の汚染が広がる







HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理で実施すること
①各種業界団体が作成している業種別 手引書を確認
②手引書の解説を読み、自身の業種では 何が健康に悪影響をもたらす原因となる のかを理解する (健康被害をもたらす要因の分析)
③手引書のひな形を利用して、衛生管理 計画と必要に応じて手順書を作成



衛生管理計画の作成

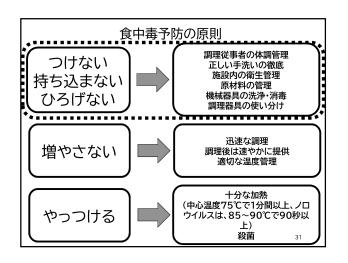
衛生管理 = 一般衛生管理+重要管理 (普段の作業)

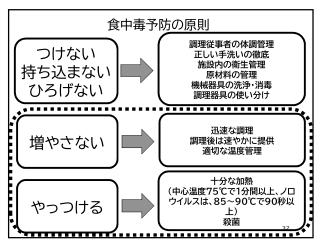
それぞれの衛生管理計画を作成

衛生管理計画を作成する時のポイント

- いつ実施するか
- どのような方法で実施するか
- 問題があったときは、どのように対処するか。

30



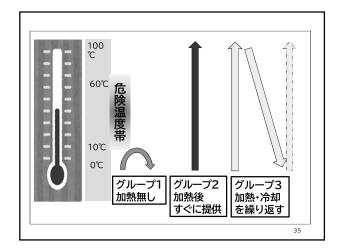


衛生管理計画の作成〜一般衛生管理〜 (例:手洗いの実施)

- いつ実施するか
 - ・(例)トイレの後、調理施設に入る前、盛付の前、生肉や 生魚を扱った後、金銭を触った後、清掃を行った後
- どのような方法で実施するか
 - ・(例)衛生的な手洗いを行う
- 問題があったときはどうするか
 - ・(例)作業中に従業員が必要なタイミングで手を洗ってい ないことを確認した場合には、すぐに手洗いを行わせる

		いつ	□ との他(□ トイレの後 ▽ 回貨理施設に入る前 ▽ 値り付けの前 ▽ 付業内容変更時 □ と生的や生魚などを扱った後 □ 全銭をさわった後 □ 活得を行った後 □ よの他()
7	手洗いの実施	どのように	▽南生的な手洗いを行う □その他()
		問題が あったとき	☑作業中に従業員が必要なタイミングで手を洗っていないことを確認した場合には、 すぐに手洗いを行わせる □その他()

衛生管理計画の作成~重要管理~ 重要管理のポイント 分 類 メニュー チェック方法 (項目) □冷蔵庫より取り出したらすぐに提供する □その他 非加熱のもの 第 1 グルーフ 刺身、冷奴など □火の強さや時間、肉汁、見た目で判断する □ その他 加熱するもの (冷蔵品を加熱し、 熱いまま提供) □無の大きさ、火の強さや時間、焼き上がりの感触(弾力)、見た目で判断する □その他 し □油の温度、掲げる時間、油にいれるチキンの量、 見た目で判断する □子の他 第2 加熱した後、高温保管するもの 唐揚げ、ライス など



	重要管理のポイント							
	分 類		チェック方法(項目)					
第1 グループ	非加熱のもの	刺身 納豆 冷奴	冷蔵庫より取り出したらすぐに提供する					
	1-*	ステーキ 焼き鳥	火の強さや時間、肉汁、見た目で判断 する					
第2	加熱するもの (冷蔵品を加熱し、熱 いまま提供)	焼き魚	魚の大きさ、火の強さや時間、焼き上が りの感触(弾力)、見た目で判断する					
グループ		チキンカツ	油の温度、揚げる時間、油にいれる チキンの数量、見た目で判断する					
	加熱した後、高温保管 するもの	ライス	触感、見た目で判断する					
第3	加熱後冷却し、 再加熱するもの	シチュー スープ	速やかに冷却、再加熱時には気泡、 見た目で判断する					
<i>シル</i> ープ	加熱後冷却するもの	ポテトサラダ おひたし	速やかに冷却、冷蔵庫より取り出した らすぐに冷却する					

手順書とは

手順書=マニュアル

- ·清掃方法
- ・機械器具等の洗浄方法
- 野菜等の消毒方法
- ・衛生的な手洗い方法 など







HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理で実施すること

- ④衛生管理計画、手順書の内容を従業員に 周知
- ⑤手引書の記録様式を利用して、衛生管理 の実施状況を記録、手引書で推奨された 期間、記録を保存
- ⑥記録等を定期的に振り返り、必要に応じて 衛生管理計画や手順書の内容を見直し

衛生管理計画の周知と実行

衛生管理計画、手順書の内容を従業員に 周知



作成した計画に従って 日々の衛生管理を実施





39

HACCPの考え方を取り入れた 衛牛管理で実施すること

- ④衛生管理計画、手順書の内容を従業員に 周知
- ⑤手引書の記録様式を利用して、衛生管理 の実施状況を記録、手引書で推奨された 期間、記録を保存
- ⑥記録等を定期的に振り返り、必要に応じて 衛生管理計画や手順書の内容を見直し

衛牛管理の記録・保存

・般衛生管理の実施記録・確認 重要管理の実施記録・確認



衛生管理の記録・保存 ~特記事項欄について~

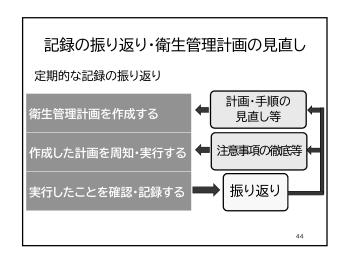


特記事項の記載例

- ・原材料の納品時に包装が破れていたので返品し、午後に再納品した。
- ・冷蔵庫の温度が基準値より高かったため、20分後に再度確認 し基準値内であることを確認した、いつもより出し入れが頻繁 だったことが原因と思われる。
- ・Aさんがトイレの後に手を洗わずに作業に戻ったため、注意し、 手洗いをさせた。
- ・ハンバーグの中身が赤いとクレームがあった。調理したBさんに確認したところ、急いでいたので確認が十分でなかったとのことであった。Bさんに加熱の徹底と確認を再教育した。 42

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理で実施すること

- ④衛生管理計画、手順書の内容を従業員に 周知
- ⑤手引書の記録様式を利用して、衛生管理 の実施状況を記録、手引書で推奨された 期間、記録を保存
- ⑥記録等を定期的に振り返り、必要に応じて 衛生管理計画や手順書の内容を見直し



記録の振り返り・衛生管理計画の見直し

記録からの気付き	改善措置例
毛髪混入の申し出が多い	身だしなみについて見直す
七麦浜人の中し山か多い	従業員に再教育
生焼けの申し出がある	重要管理の方法が適正か見直す
土焼けの中し山がめる	加熱条件等を再検討する
同じミスが何度も起こる	手順書が適正かどうか再検討する
(機械器具の洗い残し等)	手順書がない場合は、手順書を作成する
	定めた清掃頻度が適正か見直す
清掃が行き届いていない (トイレが汚れている等)	清掃方法が適正か見直す
(1 1007)1000.04)	従業員の再教育、清掃手順書の見直し
	冷蔵庫の設定温度、庫内食品量の見直し
冷蔵庫内温度が基準値より 高いことが多い	冷蔵庫の清掃頻度、清掃手順書の見直し
120 2 20 3 4	メーカーの定期点検を実施 45

衛生管理計画確認時によくある事例

- ・衛生管理計画書を作成せず、記録のみ実施している
- ・衛生管理計画書は手引書の(例)をそのまま使用しているため、店の実態にそぐわない
- ・食品衛生責任者は衛生管理計画を把握しているが、 他の従業員は把握していない
- ・記録をつけているが、測定機器の校正点検をおこなっていない



■保健所の立入検査

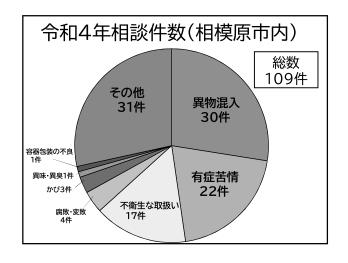
- ・衛生管理計画と実行した記録は、 今後の立入検査で確認します。
- ■① 衛生管理計画を作成(改善)して、
- ②毎日、計画に基づき実行して、
- ③毎日、記録し、定期的に確認するようにしましょう。

衛生管理の「見える化」により、 今まで以上に 食品の安全性確保の取り組みを 進めていきましょう。



3. 事例紹介





(1)不適切な取扱い事例

(2)業種別の相談事例

(1)不適切な取扱い事例

内容	冷蔵庫の中で、生食用野菜の真上に鶏肉や豚 肉を保管している	
なにが いけない?	・食肉のドリップが垂れて、生のまま食べる 食品を汚染する恐れがある	
改善	・汚染度が高い食材は、冷蔵庫の最下段に保 管する	
〜食品を適切に保管しましょう〜		

(1)不適切な取扱い事例

なにが いけない?	・床面は食材の断片やゴミ、水などが溜まり、不衛生な状態になる
	・床面から60cmまでの高さは、床面からの跳ね水による汚染を受けやすいため、鍋の中の食品を汚染する恐れがある
改善	【一般衛生管理の徹底(食品の保管)】 ・60cm以上の高さで保管する ・上蓋をする

(1)不適切な取扱い事例

内容	ハンドソープをシンクのあちらこちらに		
	設置している		
なにが いけない?	・シンクで手洗いして、手の汚染をシンクに		
man:	飛び散らせてしまう		
	・どこでも手を洗ってよいと勘違いしてしまう		
改善	【一般衛生管理の徹底(手洗いの実施)】		
	・ハンドソープは手洗器にのみ設置する		
	・手洗いは手洗器で行う		
~適切に手洗いを行いましょう~ 。			

(1)不適切な取扱い事例

内容	作業終了後の作業台には、アルコール消毒薬を噴霧			
	して拭き上げするのみ			
なにが	・清掃と消毒は別物。物の表面には有機物などの汚			
いけない?	れが蓄積しており、その汚れを除去してから消毒作			
	業をすることで、消毒効果を発揮できる。			
	・アルコールには洗剤の役割はないため、まずは清			
	掃が必要である。			
改善	【一般衛生管理(器具等の洗浄・消毒)の見直し】			
	・作業台等の使用後は、中性洗剤で拭き上げた後、			
	表面が乾いてからアルコール消毒薬を噴霧する			
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	切な方法で清掃、消毒しましょう~ 54			

# (1)不適切な取扱い事例

内容	キッチンカー、臨時営業のテントで、給水タン クを用意せずに営業している
なにが いけない?	・営業許可に必要な施設基準を満たしていない ・手洗い、器具類の洗浄等を実施できない
改善	・営業時には給水タンクに水を入れ、排水タン クとともに用意し、使用できる状態にする

~施設の基準を遵守しましょう~

55

# (1)不適切な取扱い事例

(2)業種別の相談事例

# 【スーパーマーケット編】

# (2)業種別の相談事例

内容	アレルギー表示の欠落		
食品	お惣菜	業態	スーパーマーケット
原因	・外観が類似した商	品を同	]時に調理し、表示を貼
	り間違えたことにより	リ発生	
	・商品と食品表示に相違ないか2人体制で確認す		
	るルールだが徹底されていなかった		
対策	・バットに商品名を見	占り付	け
	・類似商品の調理時間をずらす		
	・2人体制で確認ルールの徹底		
			58

### (2)業種別の相談事例

内容	金属片の混入			
食品	カットフルーツ 業態 スーパーマーケット			
原因	・フルーツを加工した包丁が刃毀れしたことに			
	り、破片が混入			
	・包丁の劣化状況について、日常的に点検を行っ			
ていなかった				
対策	・包丁刃毀れ点検表を作成し、使用前後に刃毀れ			
	がないか確認する			

【工場·給食施設編】

#### (2)業種別の相談事例 内容 ペーパータオル(約14cm×4cm)の混入 食品 シュークリーム 業態 工場 ^{原因} │・器具等の拭き上げ用のペーパータオルを切り取る 際、又は機器類がペーパータオルに接触した際に、 破片が発生し、シュー生地製造機に混入(推定) 対策 ・ペーパータオルの設置場所を、万が一破片が 発生しても製造機器類に混入しない場所に変更 ・設置位置を高くし、他の器具類と接触し難くする ・従業員教育(ペーパータオルを丁寧に取り扱う、 切れ端は放置しない等)

#### 内容 ネジ(4cm)の混入 食品 おにぎり 業態 工場 原因 ・製造機の部品の一部が劣化により落下し混入 ・通常は金属探知機で検出されるが、通過前に表示ラ ベルの在庫が切れ、製造ラインを止め、一旦商品を取 り出した後に、金属探知機を通過させずに出荷 対策 ・機器の点検記録(ネジのチェック表)を作成し、 始業開始前と終業時に点検を実施 ・金属探知機前で商品を取り出す場合は、専用保管 場所を設け、必ず金属探知機を通過させる

(2)業種別の相談事例

#### (2)業種別の相談事例 内容 金属片の混入 食品 チーズ和え 業態 学校給食 原因 ・原材料に果物の缶詰を使用 ・テコ式缶切りで開封時、缶の内部に縦に線状に傷が 付き、内部の表面が削れたことにより混入 対策 ・缶の中に刃が入りこまないローラー式缶切りに変更 ・代用できるものは缶詰からパウチタイプ等に変更 63

4. お知らせ

#### (1)臨時営業許可制度の開始

地域の祭りやフードフェスティバルなどの、短期間で開催される 臨時行事において、テント等の簡易な設備で営業許可を取得できるよう になりました

#### 営業とは

- ・商業目的の行事に出店する場合
- ・行事の主催者への出店手続きを行わずに出店する場合
- ・直近1年間の出店回数が概ね5回を超える場合
- ・事業地区以外で、屋号を掲げて複数回出店する場合

#### 許可期間・範囲・取扱い食品

- ・原則、5年間の許可期間
- ・神奈川県内で出店(営業)可能・取り扱うことができる食品は 1品目に限る

(例:焼きそば、唐揚げ、ポテト)



# (2)適切な情報提供を

消費者が安全に食べるために必要な情報を 正確に提供できるように努めましょう。

#### 【消費者の疑問】

- ・アレルギー物質の「卵」が入っている?
- ・着色料などの添加物が入っている?
- ・いつまで食べられる?

あなたのお店は答えられていますか? 正確な知識を習得していますか?

#### (3) 堂業開始後の諸手続き

(3)古未開知及り由于心に				
届出等の種類	届出等の事案			
変更届	・営業者の住所変更 ・営業所の名称変更 ・食品衛生責任者の変更			
廃業届	・営業をやめた時			
承継届	・個人の相続、法人の合併等により 承継した時			
更新(継続)申請	・許可満了期間後も営業する時			
(参照)食品営業施設を開業後の手続き等について				

# (4) 講習会の受講方法

年に1回、食品衛生責任者実務講習会を受講し、 食品衛生に関する最新の知識の習得に努めましょう

受講する年度	受講する講習会
許可を初めて取得した年度 許可の更新がある年度	会場受講型 受講後に許可証を 講習会 交付します。
許可の更新がない年度	インターネット 視聴型講習会*

※希望者は会場受講型を受講することもできます

受講後は、受講登録を行いましょう

#### (5)定期・更新(継続)検査等

保健所職員が伺います

定期・更新(継続)検査 衛生管理計画・記録の確認を実施。

収去(食品等検査) いわゆる「抜き取り検査」のことで、 細菌検査や添加物の検査等を実施。

苦情調査

利用者(客)等から保健所へ情報提供が あった場合、調査を実施。

定期検査や苦情調査は、連絡なしに伺う場合が ありますので、ご協力よろしくお願いします。

### 今年の講習会はこれで終了です。 お疲れ様でした。

